

4) RTTT 「頂点への競争」と ESSA 法 「すべての生徒が成功する」



RTTT 政策を発表するオバマ大統領（任期 2009 年 1 月 20 日 – 2017 年 1 月 20 日）



ホワイトハウスで ESSA 法に署名するオバマ大統領

オバマ政権が掲げた教育改革の柱は、NCLB 法の改正であった。しかし、多くの国民が驚いたのはオバマ氏就任直後の NCLB 法の支持表明をしたダンカン氏が教育長官に起用されたことだった。そのため、オバマ大統領の一期目では、法改定ではなく、2009 年に NCLB 法の補足として RTTT 政策（Race To The Top）を導入した。RTTT 政策が含まれるようになった NCLB 法の規定は 2014 年まで継続していたが、オバマ大統領の二期目に入っても初等中等教育に成果は見られなかったので、翌年に、オバマ大統領が「テストが多すぎて、学校を一つの枠に入れる教育改革はだめだ」と苦言し、NCLB 法に代わる ESSA 法（Every Student Succeeds Act）に署名した。しかし、ESSA 法は NCLB 法とあまり変わらないと指摘もあった。ESSA 法は以下 4 点を中心に、連邦政府が国の教育方針における権限を弱め、州に戻すことにした。

①教育の権限：NCLB 法では、連邦政府が国の教育方針の枠組みを提供し、それに合わせて各州に予算を分配したが、ESSA 法では各州が、必ず、以下の内容を含めた予算要求を提出することにした。

習熟度の基準、利用する学力テスト、説明責任に加える内容とその提示方法、困難校の支援及び改善の計画、州と校区の報告書、学力・学業の進歩・英語力などの学業成績の目標値

②教員の質保証：NCLB 法では、教員の評価を学力テストの結果に結び付けるようになったが、そのペナルティーをなくす申請をすることもできるようにしたのが ESSA 法である。当時、教職組合も、教員の評価を学力テストに結びつけることは教育の質を逆に侵食するものであると訴え続けていたことも影響したが、42 州が NCLB 法に対する緩和を要請した。

③保護者が果たす責任と役割を強化：保護者が学校の説明責任のプロセスに関与できるようになった。具体的に、保護者から学校に特別配慮が必要とする子どもに注意を払うようにすることに役立った。例えば、学習内容と学習目標の見直しや学校の様子を公に知らせることの報告を要求できるようになった。

④学力テスト：NCLB 法では、国が毎年小 3 から中 2 までの算数・数学と読解力の学力テストのデータを要求した。また、小学校から高校まで少なくとも 1 回の理科の学力テストも義務付けられた。ESSA 法でも要求されていたが、実施方法について州が決められるようになって、NCLB 法の下で使用されていた学力テストは廃止された。ESSA 法では、生徒の学力と学習の進歩を様々な形で測定する方法を採用できるようになったのは、テスト勉強が中心だった授業をなくすだけではなく、州・校区の教職員、管理職、教師、保護者、が生徒の学力・学習進歩を効果的に監視できるためだった。